



立ち枯れた丹沢山系のブナ

「千代田区地球温暖化対策条例」施行

区民や事業者と手を携えて、地球温暖化防止に取り組みます

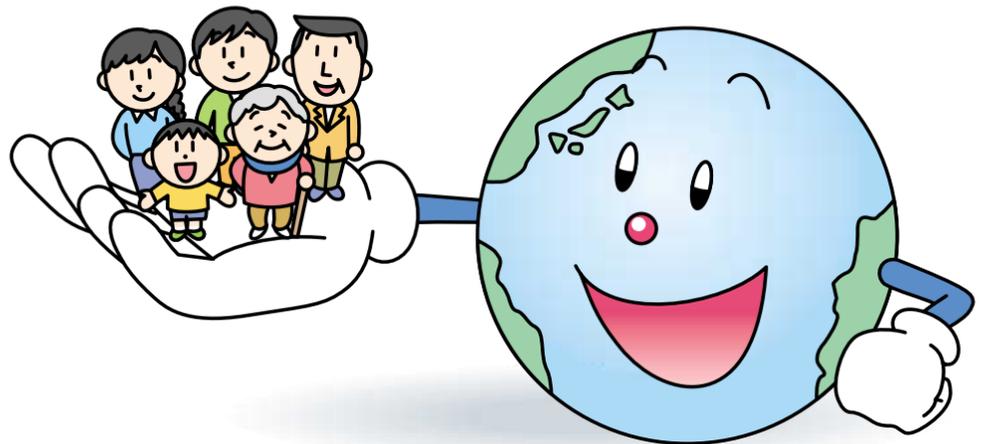
1月1日から「千代田区地球温暖化対策条例」を施行しました。

この条例は、昨年12月に区議会臨時会で可決され、千代田区の地球温暖化対策の基本的な考え方、区・区民・事業者の責務、対策の総合的な推進について定めています。

なお、第3章(第20条を除く)の推進制度に関する事項は、今後、関係する区民・事業者や区議会と協議しながら検討し、別に規則で定める日から施行します。

問合せ 環境推進課環境調査係

☎5211-4253



深刻な温暖化現象

主に都市で発生する二酸化炭素が主原因といわれる地球温暖化は、砂漠化の進行や海面上昇などのほか、食料不足や生態系の破壊など深刻な状況をもたらしています。

都心区千代田の現状

日本を代表する大企業や官公庁などが集まる千代田区では、今後も活発な事業活動や都市の整備が見込まれ、対策を実施しなければ、エネルギー消費の増加に伴う二酸化炭素の排出が増え続け、いずれは区にも温暖化のさまざまな影響が及びます。

ストップ温暖化

温暖化対策は、すぐにでも実行に移さなければならない時期にあり、一人ひとりの取り組みが大きな成果を生みます。

区は、経済と環境とが調和した二酸化炭素の排出が少ない社会を目指し、低炭素型社会の都心モデルとして、広く発信していきます。

区内中学生による前文



区立九段中等教育学校の生徒4人が、地球温暖化対策条例の前文を作成し、昨年9月に区長へ手渡しました。

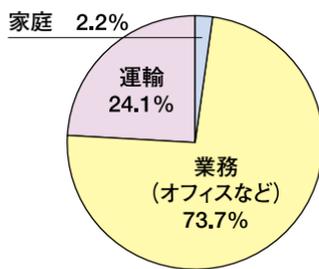
地球温暖化は、次世代の、さらには将来の子どもたちにも深いかわりのある問題です。今の大人たちには良好な地球環境を保持し、子どもたちに譲り渡す責任があります。そうした思いから、環境負荷の少ない社会の実現を子どもたちに継承していくため、中学生に温暖化対策条例の前文の作成をお願いしました。

中学生が作成した条例の前文

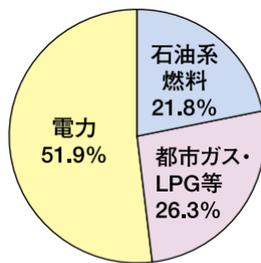


千代田区のエネルギー消費構造 (2003年)

部門別の消費構造



エネルギー種別の消費構造

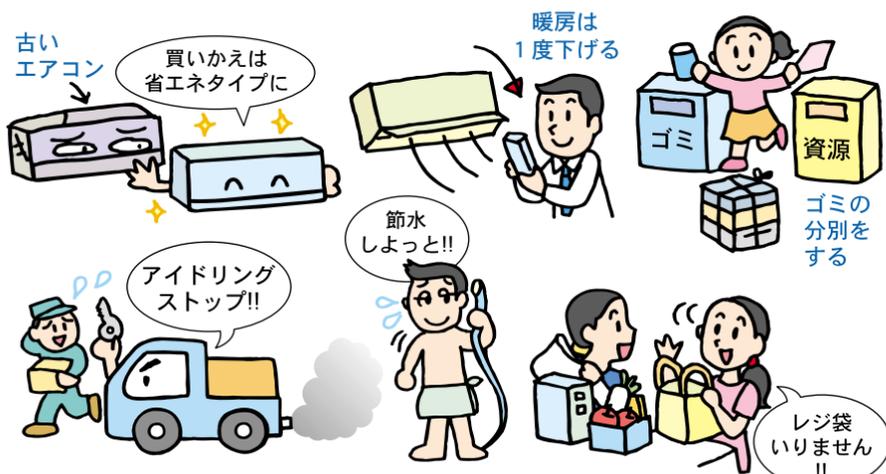


エネルギー消費の73.7%は活発な事業活動を行う業務部門が占めていて、電力消費の割合が高いのが特徴ね!



(6) 地球温暖化配慮行動

省エネルギーや省資源の取組みなど、地球温暖化の防止に役立つ行動をいいます。



(7) 環境マネジメントシステム

「計画、実行、評価、見直し」の繰返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。

(8) 千代田エコシステム

区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。

(9) 再生可能エネルギー

太陽光や風力など、二酸化炭素の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。



区庁舎に設置されている太陽光パネル

(10) 未利用エネルギー

下水の熱や地中熱など、あまり利用されていないエネルギーをいいます。

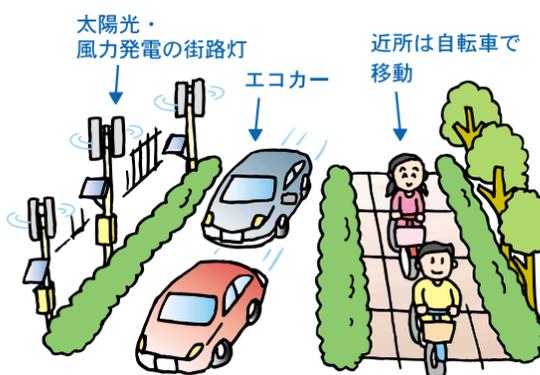


(11) 公有施設

区をはじめとする官公庁など、公的機関が保有する施設をいいます。

(12) 低炭素型社会

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量が少なく、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。



(13) エネルギー事業者

電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます。

第1章 はじめに

第1条 目的

この条例は、地球温暖化の防止に関し、次のことを定め、千代田区(以下「区」といいます。)にかかわるすべての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とします。

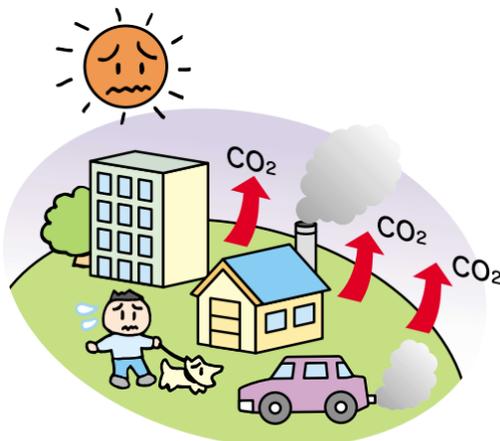
- (1) 地球温暖化対策の基本となる考え方
- (2) 区や区民、事業者の責務
- (3) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進

第2条 ことばの意味

この条例で用いられることばの意味は、以下のとおりです。

(1) 地球温暖化

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。



(2) 地球温暖化対策

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量を減らすなど、地球温暖化の防止に役立つ方法をいいます。

(3) 区民

区内に住んでいる人や、区内の企業や学校などで働き学ぶ人、買い物などで一時的に区を訪れる人をいいます。



(4) 事業者

企業、官公庁(区を除きます。)その他の団体や個人事業主をいいます。



(5) 京都議定書目標達成計画

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)に基づき、政府が定めた計画をいいます。

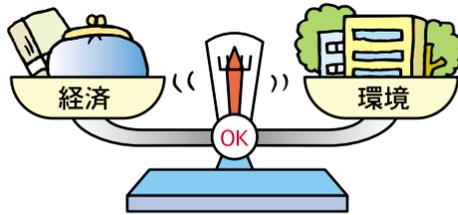
第3条 基本となる考え方

区は、次の考え方に基づいて地球温暖化対策(以下「温暖化対策」といいます。)に取り組みます。

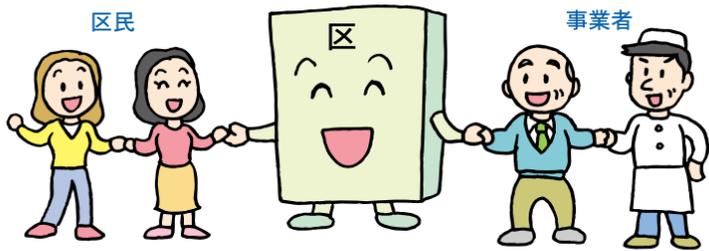
- (1) 区民が健康で快適に暮らすためのより良い環境を保ち、こどもたちやさらに未来の人々へ引き継ぎます。



(2) サービスの提供や都市の再整備などの事業活動と、より良い環境とがともに成り立つ社会をめざします。



(3) 区や区民、事業者は、互いに知恵と力を出しあって、広く日常生活や事業活動のすべてにおいて温暖化対策に取り組みます。



第4条 対策目標

区は、次に定める目標を達成する社会をめざし、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組みます。

(1) 短期目標

2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。



(2) 中期目標

2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。

第5条 区の責務

区の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 温暖化対策に役立てるための計画や指針などを作成し、推進すること。
- (2) 区民や事業者に対し、区が実施する温暖化対策への参加協力を促すこと。
- (3) 区の事務や事業に関し、率先して温暖化対策に努めること。



第6条 区民の責務

区民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 日常生活や区内でのいろいろな活動において、温暖化対策に努めること。
- (2) 区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 他の区民、事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。



第7条 事業者の責務

事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 事業活動を行うとき、温暖化対策に努めること。



- (2) 事業活動に関して、区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 事業活動に関して、区民や他の事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

第8条 公表

区長は、区内の二酸化炭素排出量を定期的に公表します。

- 2 区長は、具体的な温暖化対策の取組みや成果をその都度明らかにします。

第2章 地球温暖化対策の取組み

第9条 地域推進計画

区長は、区全体の温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」といいます。）に基づく地域推進計画を定めます。

2 地域推進計画は、次の事項を定めます。

- (1) 温暖化対策に関する計画期間や目標
- (2) 温暖化対策に関する具体的な方法
- (3) その他、温暖化対策の推進に役立つ事項

3 区長は、地域推進計画を定めるときや変更するとき、区民や事業者の意見を反映するよう努めます。

4 区長は、地域推進計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表します。

第10条 区の実行計画

区長は、区の事務や事業に関し、自ら率先して温暖化対策に取り組むため、温暖化対策推進法に基づく実行計画を定めます。

第11条 国や東京都などとの連携

区は、温暖化対策を推進するため、広域的な取組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努めます。

2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化対策を推進するよう努めます。



第12条 環境にかかわる教育や学習

区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動（以下「配慮行動」といいます。）を促すため、環境にかかわる教育を推進します。

2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施するものとします。



第13条 環境マネジメントシステム

事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるものとします。

2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。

3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとします。

千代田エコシステムの身近な例

マイはし マイバック



第14条 建物に関するエネルギー対策

区は、建物から排出される二酸化炭素の削減を図るため、次のエネルギー対策(以下「建物のエネルギー対策」といいます。)に取り組みます。

- (1) 建物の省エネルギー化
- (2) 再生可能エネルギーの導入
- (3) 未利用エネルギーの有効活用

- 2 公有施設を新築、増改築する者は、建物のエネルギー対策を導入するものとします。
- 3 公有施設を維持管理する者は、建物のエネルギー対策に努めるものとします。

第15条 エネルギーの適切な使用

区民や事業者は、日常生活や事業活動において、エネルギーを無駄なく適切に使用するものとします。

- 2 区民や事業者は、省エネルギー効率に最も優れた電気機器やガス機器など(以下「機器」といいます。)の使用に努めるものとします。
- 3 区は、区民や事業者が機器を買い替えるとき、省エネルギー効率に最も優れた機器の導入を支援します。

第16条 相互支援の促進

区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策について支援することを促進します。

第3章 推進制度

第17条 配慮行動の促進

区は、区民や事業者の配慮行動を促進するための指針(以下「配慮行動指針」といいます。)を作成し、公表します。

- 2 規則で定める一定規模以上の事業者(以下「特定事業者」といいます。)は、配慮行動指針に基づいて、積極的に従業員への環境教育などに取り組み、区長に対して定期的に計画書や報告書を提出するものとします。
- 3 特定事業者以外の事業者と区民は、配慮行動指針に基づいて、配慮行動に取り組み、区長に対して計画書や報告書を提出することができます。
- 4 区長は、大幅に二酸化炭素を減らすなど、模範となる配慮行動を行った区民や事業者を表彰し、公表します。

第18条 低炭素型社会の形成

区は、低炭素型社会の形成に関する指針を作成し、公表します。

- 2 区は、区内全域で、次のエネルギー対策に取り組みます。
 - (1) 区長は、規則で定める一定規模以上の建物の新築や増改築を行う者に対し、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、建物のエネルギー対策を求めます。
 - (2) 建物のエネルギー対策を求められた者は、区長に計画書を提出し、建物のエネルギー対策の内容について協議を行うものとします。

- 3 区は、さまざまなまちづくりの取組みと連動して、次の温暖化対策に取り組みます。

- (1) 区長は、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、地域の関係者と協議のうえ、より高い効果をあげるため集中的な温暖化対策を行う地域を温暖化対策促進地域として指定します。



- (2) 区長は、温暖化対策促進地域の関係者と協議を行い、低炭素型社会をめざした取組みを進めます。

第19条 経済的支援

区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います。

- 2 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます。
- 3 区長は、温暖化対策推進のための資金の一部として、区民や事業者からの寄附のほか規則で定める一定の建築行為等を行う者に対して、適切な負担を求めることができるものとします。



第20条 エネルギー事業者への協力依頼

区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に対して区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

- 2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとします。

第21条 推進体制

区長は、温暖化対策に関するさまざまな取組みを計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

- 2 区長は、温暖化対策の推進や取組みの評価などに関する意見を聴くため、有識者や区民などから構成される組織を設置します。
- 3 区長は、温暖化対策を適切に推進するため、区民や事業者と連携した組織を設け、温暖化対策に関する情報提供や技術支援を行います。

第4章 その他

第22条 その他必要な事項

この条例の施行について必要な事項は、区長が別に規則で定めます。

附 則

施行期日

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行します。ただし、第17条から第19条までの規定と第21条の規定については、規則で定める日から施行します。

条例の見直し

- 2 この条例は、温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとします。



この条例は平成20年1月1日に施行しました。今後、身近な取組みを広報で紹介していきます。